

育児介護休業法の改正（2022 年 4 月までの施行分）と令和 3 年度最低賃金

1. 育児介護休業法の改正と令和 4 年 4 月までの施行の内容

第 204 回国会にて改正、令和 3 年 6 月 9 日に公布され、下表のように段階的に施行されます。

別の機会に詳細を
お知らせします。

項番	内容	施行日
1)	育児休業給付におけるみなし被保険者期間の計算方法の特例	令和 3 (2021) 年 9 月 1 日
2)	有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和	令和 4 (2022) 年 4 月 1 日
3)	事業主が講ずべき措置の義務の追加	同上
4)	出生時育児休業の新設（男性の育児休業取得促進）	公布から 1 年 6 月を超えない範囲内で政令で定める日
5)	育児休業の分割取得	同上
6)	育児休業給付の見直し（出生時育児休業ほか）	同上
7)	育児休業の取得の状況の公表の義務付け	令和 5 (2023) 年 4 月 1 日

1) 育児休業給付におけるみなし被保険者期間の計算方法の特例

受給要件である「休業開始前 2 年間ににおけるみなし被保険者期間 12 か月以上」は育児休業開始日を起点としますが、みなし被保険者資格が 12 か月に満たない場合に産前休業を開始した日から起算できるようになります。なお、産前休業を開始する日前に子を出生した場合には「当該子を出生した日の翌日」を、産前休業前に母性保護の休業をした場合には「当該先行する休業を開始した日」を起算日とすることができます。

2) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

現在、有期雇用労働者の育児介護休業取得には①引き続き雇用された期間が 1 年以上、②子が 1 歳 6 か月または介護休業開始予定日から 93 日 + 6 か月までの間に契約が満了することが明らかでない、という 2 つの要件が必要とされますが、①の要件が廃止されます。では入社後すぐに休業が取れるのかというと、もともと継続雇用 1 年未満の労働者を労使協定で除外している事業所は、有期雇用労働者もその対象に含まれる場合があります。労使協定を締結している事業所は、労使協定の内容を事前に確認をしておくことが必要です。

3) 事業主が講ずべき措置の義務の追加

以下の 2 つの措置義務が追加されます。

① 個別の周知・意向確認義務

労働者自身または配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対し、育児休業制度等を周知するとともに、休業申出に係る意向を確認するための面談その他の省令で定める措置を講じなければなりません。面談の体制を整えるにあたり、場合によっては面談担当者向けに知識習得のための研修が必要かもしれません。

② 育児休業の申出がしやすい雇用環境の整備

労働者への育児休業に係る研修実施、相談体制の整備、その他省令で定める措置（予定では労働者の育児休業取得事例の提供、制度と育児休業取得促進方針の周知）のうちいずれかの措置を講じなければなりません。指針では他に、長期（1 か月以上）の休業の取得を希望する労働者が取得できるよう事業主が配慮することが示される予定です。

2. 令和 3 年度地域別最低賃金

以下が地方最低賃金審議会の答申（首都圏のみ抜粋）で、異議申出に関する手続きを経て決定されます。ほとんどが 10 月 1 日発効予定ですが、発効日を含め確定情報を事前に厚生労働省のページでご確認ください。

都道県名	時間額	都道県名	時間額
東京都	1,041 円(現在 1,013 円)	茨城県	879 円(現在 851 円)
神奈川県	1,040 円(現在 1,012 円)	栃木県	882 円(現在 854 円)
埼玉県	956 円(現在 928 円)	群馬県	865 円(現在 837 円)
千葉県	953 円(現在 925 円)	山梨県	866 円(現在 838 円)

ホームページ「開東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <https://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止
しています。

社会保険労務士法人 開東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 7 階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降の FAX がご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711